

別冊

こうち男女共同参画センター
維持管理業務仕様書

目次

1	自動ドア設備保守.....	1
	対象機種.....	1
	業務内容.....	1
2	エレベーター設備保守.....	1
	対象機器.....	1
	業務内容.....	2
3	空調設備保守.....	2
	対象設備.....	2
	業務内容.....	2
4	排煙設備保守.....	5
	対象機器.....	5
	業務内容.....	5
5	消防設備保守.....	5
	対象機器.....	5
	業務内容.....	6
	点検回数.....	6
6	受水槽清掃.....	6
	対象機器.....	6
	業務内容.....	6
7	視覚障害者誘導システム保守点検.....	6
	対象機器.....	6
	業務内容.....	6
8	遮光幕電動装置保守.....	6
	対象機器.....	6
	業務内容.....	6
9	浄化槽維持管理.....	6
	対象設備概要.....	6
	業務内容.....	7
10	自家発電装置定期点検.....	9
	対象機種.....	9
	業務内容.....	9
11	構内電話交換設備保守.....	9

対象機種.....	9
業務内容.....	9
1 2 電気保安管理.....	9
対象機種.....	9
業務内容.....	9
1 3 大会議室・視聴覚室機器維持管理.....	15
対象機器.....	15
業務内容.....	16
1 4 情報システム保守管理.....	16
対象範囲.....	16
業務内容.....	18
1 5 ホームページ運用保守管理.....	18
対象範囲.....	18
業務内容.....	18
業務体制.....	19

1 自動ドア設備保守

対象機種

株式会社ナブコ製 V S - 6 0 S 型 2 台
 D S - 1 5 0 S 型 1 台

業務内容

上記機器の保守点検を行うもので、常に良好で安全な状態で運転できるようその保持に努めること。

(1) 保守点検整備の対象

ア：ドアエンジン駆動部装置
イ：ドアエンジン懸架装置
ウ：ドアエンジン制御装置
エ：ドアエンジン操作スイッチ及び検出スイッチ

(2) 保守点検項目・内容

ア：各装置の異音、がたつき、緩み、損傷の点検及び整備、清掃
イ：自動扉の建付け調整及び開閉速度調整（減速動作の調整）
ウ：油量及び油漏れの点検、整備
エ：ハンディターミナルによる各部点検調整、開閉回数測定（D S 型）

(3) 定期点検・不調時の点検

定期点検及び不調時の故障が発生した場合、直ちに厚生労働省の自動ドア施行技能士、及び自動ドアメーカー等の専門教育を受けた技術者を派遣し迅速に点検修理調整するものとする。また、部品等の交換発生時には、ナブテスコ(株)製純正部品を使用し、性能及び機能を最良の状態に維持すること。

なお、サッシ、カバーマットなど装置と直接関係ない部品、部材の交換については、別途担当者と協議するものとする。

(4) 点検回数

年4回以上

ただし、上記以外の故障の際には、速やかに処理を行うものとする。

(5) 点検作業日時

ア：作業日時は、担当者と協議の上、決定する。
イ：土曜日、日曜日、及び祝祭日を除く平日を作業日とし、その時間帯は午前9時から午後5時までとする。

2 エレベーター設備保守

対象機器

標準型エレベーター1台（56NK9723）

地震時管制運転装置	1 台
火災時管制運転装置	1 台
停電時最寄階着床装置	1 台
車椅子仕様	1 式
音声合成装置	1 台

業務内容

上記機器の保守点検業務について、ニュー・ムービン・オーチス・メンテナンス標準型仕様にに基づき行うもので、常に良好で安全な状態で運転できるようその保持に努めるものとする。

- (1) 遠隔監視（365日24時間体制、直話サービス）
- (2) 定期点検（法令点検、手入れ、給油、調整、清掃作業等 定期点検年4回以上法令点検年1回）
- (3) 緊急処置（故障発生時の技術者派遣）
- (4) 部品及び機器の修理（保全作業による機器及び部品の修理、取替、調整の実施）

3 空調設備保守

対象設備

対象機器、業務内容は以下のとおりとする。

業務内容

- (1) 中型吸収冷温水機(冷却塔・ポンプ一体型)

ア：冷房 IN 点検(年1回)

- (ア) IN 点検準備作業
- (イ) 外観検査
- (ウ) 水系バルブの切替
- (エ) 冷温水系の点検
- (オ) 冷却水系の点検
- (カ) 冷却塔の点検
- (キ) 真空度の確認点検及び真空引き
- (ク) 燃料配管系統の確認・漏れテスト
- (ケ) 電気系統の確認
- (コ) 本体の切替作業
- (サ) 燃焼関係の確認
- (シ) 起動・停止動作の確認
- (ス) 安全停止回路確認
- (セ) 運転データの記録・運転調整
- (ソ) IN 点検完了報告

イ：冷房 ON 点検（年 1 回）

- （ア）ON 点検準備作業
- （イ）外観検査
- （ウ）真空度の確認点検及び真空引き
- （エ）燃料配管系統の確認・漏れテスト
- （オ）燃焼関係の確認
- （カ）附帯設備の確認
- （キ）運転データの記録・運転調整
- （ク）ON 点検完了報告

ウ：冷却水系伝熱管ブラシ洗浄（2 年に 1 回）

- （ア）洗浄作業準備作業
- （イ）外観検査
- （ウ）冷却水系の水抜き
- （エ）吸収器・凝縮器水カバー開閉
- （オ）吸収器・凝縮器伝熱管ブラシ洗浄
- （カ）冷却水の水張り作業
- （キ）伝熱管ブラシ洗浄完了・報告

エ：暖房 IN 点検（年 1 回）

- （ア）IN 点検準備作業
- （イ）外観検査
- （ウ）水系バルブ切替
- （エ）真空度の確認点検及び真空引き
- （オ）燃料配管系統確認・漏れテスト
- （カ）電気系統の確認
- （キ）本体の切替作業
- （ク）燃焼関係の確認
- （ケ）起動・停止動作の確認
- （コ）安全停止回路確認
- （サ）運転データの記録・運転調整
- （シ）IN 点検完了報告

- 点検回数は年 3 回とし、伝熱管ブラシ洗浄は吸収冷温水機 2 台を毎年交互に 1 台毎実施する。
- 冷却塔に水処理剤を冷房 IN 点検時及び冷房 ON 点検時に、80RT に 5 個、50RT に 1 個それぞれ投入する。

（2）ユニット形空気調和機（エアハンドリングユニット）

- ア 外観及び機内点検

- イ 電気系統点検（絶縁抵抗測定、運転電圧及び運転電流計測）
- ウ 送風機点検（軸受、プーリー、ファンベルト及びファンローター点検）
- エ 冷温水コイル点検（汚れ、腐食及び漏水）
- オ ドレンパン及びドレントラップ点検・清掃
- カ メインフィルター点検及びプレフィルター洗浄
- キ 加湿器点検動作確認（暖房時のみ）
- ク 連動運転機器動作確認
- ケ 総合運転調整及び運転データ記録
- コ 点検完了報告

- 点検回数は冷房 IN 点検及び暖房 IN 点検の年 2 回とする。
- オ及びキは暖房期間中毎月点検とする。（暖房期間：4 月及び 11 月～3 月）

（3）ビル用マルチエアコン（同時ツインエアコン、ハジシングエアコン、ルームエアコンも以下に準ずる）

- ア 外観検査（室外機及び室内機）
- イ 電気系統点検（絶縁抵抗測定、運転電圧及び運転電流計測）
- ウ 「フロン排出抑制法」に基づく冷媒漏えい確認・点検
- エ 室内機フィルター点検清掃（洗浄可能フィルターは水洗浄）
- オ 室内機天井パネル清掃
- カ 吹出し及び吸込み温度計測
- キ 総合運転調整及び運転データ記録
- ク 集中管理リモコンによる遠方操作動作確認
- ケ 点検完了報告

- 点検回数は冷房点検及び暖房点検の年 2 回とする。
- ウは「フロン排出抑制法」に定められた回数の簡易点検、定期点検を行うこと。
また、契約締結時に冷媒漏えい点検に必要な資格（冷媒フロン類取扱技術者）の写し等を提出すること。

（4）全熱交換形換気扇（ロスナイ）

- ア 電気系統点検（絶縁抵抗測定）
- イ フィルター点検清掃
- ウ 運転音・振動の確認・点検
- エ 総合運転調整及び運転データ記録
- オ 加湿器点検動作確認（暖房時のみ）
- カ 点検完了報告

- 点検回数は年 1 回とする。
- オは暖房期間中毎月点検とする。（暖房期間：4 月及び 11 月～3 月）

（5）シスターンタンク（加湿給水及び冷温水配管系統補給水）

- ア タンク内部点検・清掃

イ 加湿給水切替点検（冬期給水、夏期排水）

- 点検回数は暖房 IN 点検時及び冷房 IN 点検時の年 2 回とする。

（6）排気ファン（アトリウム系統及び大会議室系統）

ア 運転音・振動の確認・点検

イ 電気系統点検（絶縁抵抗測定、運転電圧及び運転電流計測）

- 点検回数は冷房 IN 点検及び暖房 IN 点検の年 2 回とする。

（7）空調用自動制御機器・中央監視装置

ア 制御盤点検（TA-D、MCP-4-1、MCP-4-2、遠方操作盤）

イ 中央監視装置点検（METASYS：ジョンソンコントロールズ製）

ウ 中央監視装置通信点検

エ ローカル制御機器点検（AHU-1、AHU-2、AHU-3、JUT-A）

オ シーズン切替

- 年 1 巡点検（ただし、上記内容を年 2 回に分割し点検実施。）

4 排煙設備保守

対象機器

排煙装置

S L - 8 0	27 ボックス	87 窓
S L - 2 5 0	8 ボックス	30 窓
北棟 3 階上部ドームオペレーター	4 ボックス	4 窓

業務内容

上記機器の保守点検業務を行うもので、常に良好で安全な状態で使用できるようその保持に努めること。点検回数は年 1 回以上とする。

5 消防設備保守

対象機器

保守点検機器

（1）自動火災報知設備	一式	差動式スポット 2 種 51 個 定温式スポット 13 個 光電式 2 種 62 個
（2）室内消火栓設備	一式	8 か所
（3）消火器	一式	10 型 31 個
（4）誘導灯設備	一式	54 か所
（5）非常放送設備	一式	コーン型 83 か所、壁掛 1 か所
（6）移動式粉末消火設備	一式	3 種 3 個
（7）避難器具	一式	緩降機 2 か所

(8) 自家発電設備 一式 三菱ディーゼルエンジン 1 か所

業務内容

- (1) 消防関係法令に基づき、上記機器の点検を行うこと。
- (2) 消防訓練時（6月と12月の第2水曜日）において、設備機器の取扱説明を行うこと。

点検回数

消防法第17条に基づき、機器点検を6か月に1回、総合点検を年1回実施すること。

6 受水槽清掃

対象機器

三菱樹脂(株)製、GSF型、容量 13.5 m³

業務内容

水道法第34条の2第1項及び同法施行令第55条に基づく受水槽の清掃及び消毒業務（年1回）

7 視覚障害者誘導システム保守点検

対象機器

音声標識ガイド装置（VMG-R）2台

業務内容

上記機器の保守点検業務を行うもので、常に良好かつ安全な状態で使用できるようその保持に努めるものとする。点検は年2回以上実施すること。

8 遮光幕電動装置保守

対象機器

遮光幕電動装置

トップライト部電動ロールスクリーン 11台（モーター22台）

カーテンウォール部電動ロールスクリーン 2台

業務内容

上記機器の保守点検を行うもので、常に良好かつ安全な状態で使用できるよう保持に努めること。

9 浄化槽維持管理

対象設備概要

分類：合併処理

処理方式：接触ばっ気方式

機種：対象人員 291人

汚水量：35 m³/日

業務内容

- (1) 污水处理措置の保守点検に関すること（2週間に1回以上）
- (2) 污水处理措置の修理、補修、部品交換に関すること（随時）
- (3) 污水处理措置の汚泥の引き出し、その他清掃に関すること（年1回以上）

【維持管理基準】

ア：スクリーン槽

- (ア) 沈砂、沈殿物の量、内容の観察
- (イ) 異物の流入の観察
- (ウ) 金属部錆の状況観察
- (エ) バイパス用ゲート開閉具合の点検
- (オ) 沈砂除去、沈殿物、浮上物を圧力水等で粉碎する。
- (カ) ビニール類、布片、木片及び金属片等異物を除去し水洗いすること
- (キ) スクリーン室内の水洗い清掃
- (ク) 流入水の色相、臭気、PH及び透明度の測定

イ：污水ポンプ槽流量調整機

- (ア) 流入水量を污水ポンプ槽調整機の水位とばっ気槽移送量により測定すること
- (イ) 流入水量を24時間均等にならばばっ気槽へ移送するために計量タンクの調整を行うこと
- (ウ) 計量ポンプが正常に作動していることの確認
- (エ) 音、振動、吐出量及び電流値の確認
- (オ) 計量ポンプ用レベルスイッチの自動運転確認
- (カ) 腐敗防止のための空気が散気装置により均等に散気されていることの確認
- (キ) ばっ気槽の浮上物、沈殿物の観察
- (ク) ばっ気槽に流水する汚水の色相、臭気、水温、PH及び透明度の測定

ウ：ばっ気槽

- (ア) 散気装置より均等に空気が散気されていること及び正常な水流を起こしていることの確認
- (イ) 散気装置の随時清掃
- (ウ) 泡の発生状況の確認（泡発生の場合は、消泡ポンプの運転）
- (エ) 消泡ノズル閉塞状況点検又は消泡剤の有無の点検
- (オ) ばっ気槽混合水の色相、臭気、水温、PH、DOの測定
- (カ) 内壁の汚れを水洗い清掃
- (キ) ばっ気槽内異物の有無確認

エ：沈殿槽

- (ア) 沈殿槽内水流の乱れ確認
- (イ) 汚泥返送ポンプが確実に作動していることの確認

- (ウ) 汚泥返送ポンプの音、振動、吐出量の確認
- (エ) 越流堰より均等に水が流れていることの確認
- (オ) スカムスキマが正常に作動していることの確認
- (カ) スカムの発生状況確認
- (キ) 沈殿槽内の異物の有無の確認
- (ク) 沈殿槽、越流水の色相、臭気、水温、PH及び透明度の測定
- (ケ) 返送汚泥の色相、臭気、水温、PHの測定
- (コ) 沈殿槽周辺に工具等沈殿性の物品等を置かないこと
- (サ) 汚泥面の測定
- (シ) 沈殿槽内の水洗い清掃

カ：消毒槽、塩素滅菌機室

- (ア) 塩素注入が行われていることの確認、薬剤補充
- (イ) 塩素注入率が適正であることの確認
- (ウ) 残留塩素、水温、PH、透明度の測定

キ：ブロワ

- (ア) 水中ブロワ、送風機が正常に作動していることの確認
- (イ) 水中ブロワ、送風機の音、振動、電流値及び圧力の確認
- (ウ) 水中ブロワ、自動切替装置の確認
- (エ) 空気量の測定及び調整

ク：汚泥濃縮貯留槽

- (ア) 汚泥濃縮貯留槽の状況確認
- (イ) かくはん装置の作動確認
- (ウ) 槽内の水洗い清掃

ケ：電気制御盤

- (ア) 各制御盤についての異常の有無の確認
- (イ) 盤内ターミナルの締付部のゆるみ点検
- (ウ) 盤内各機器の変色、熱、臭気、音及び湿気の有無の確認
- (エ) 各制御盤の絶縁抵抗値の適宜測定

コ：その他一般事項

- (ア) 汚水処理施設外の清掃を行い常に清潔に保つこと
- (イ) 金属部分の錆の発生を観察し、湿気が多く錆びやすい箇所を油ふきとし、その部分は、乾いたウエスで乾拭きすること
- (ウ) この仕様書に詳細に述べられていない機器については、別に取り扱い説明書があるので熟読のうえ、作業に当たること

10 自家発電装置定期点検

対象機種

三菱電機(株)製、PG28MX

業務内容

上記機器の保守点検業務及び消防法に基づく諸手続き

11 構内電話交換設備保守

対象機種

電話交換機等

電話交換機(IP Pathfinder S) 一式

内線電話機 53 台

業務内容

上記機器の保守点検業務を行うもので、常に良好かつ安全な状態で使用できるようその保持に努めること。点検回数は月1回以上。

12 電気保安管理

対象機種

設備容量及び受電電圧： 350kVA 6.6KV

発電装置の定格容量及び定格電圧： 予備発 26.50kVA 0.2kV

業務内容

1 保安管理業務の内容

(1) 受託者（以下「乙」という）が受託して実施する保安管理業務は次によるものとする。

ア 定例の保安管理業務は次によるものとする。

(ア) 定期的な点検、測定及び試験（具体的基準は、別表第1「点検、測定及び試験の基準」による。）を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について甲に報告するものとする。

(イ) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、原因の究明に協力し、応急措置を指導するとともに、必要により臨時点検を実施し、再発防止につきとるべき措置を報告するものとする。

(ウ) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うものとする。

イ 定例以外の保安管理業務は次によるものとし、委託者（以下「甲」という）の要求に基づき必要の都度行う。

(ア) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣又は中国四国産業保安

監督部長への報告、届出書類及び図面等について、その作成及び手続きの助言を行うものとする。

(イ) 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に報告するものとする。

(ウ) 電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて工事期間中の点検を毎週 1 回行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に報告するものとする。

ただし、内燃力発電所、ガスタービン発電所、太陽電池発電所及び風力発電所については、経済産業省告示第 249 号第 4 条の規定により点検は行わないものとする。

(2) 次のア～エのいずれかに該当する電気工作物については、甲は点検、測定及び試験の全部又は一部を、電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとします。これに関し、甲の求めに応じ乙は助言を行うこととする。

ア 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有するものでなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば次の（ア）から（カ）までのいずれかに該当する自家用電気工作物）

(ア) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第 3 項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

(イ) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 3 の 3 に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備又は特殊消防用設備等

(ウ) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 45 条第 2 項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

(エ) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）

(オ) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）

(カ) 壁の中、密閉された天井裏、固定ボルトで固定された機器の内部等の隠ぺい場所に設置された配線及び機器等

イ 設置場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の（ア）から（カ）までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物

(ア) 高所にある配線、機器等及び稼働中の機器又はその付近の配線、機器等で点検を行うことが危険を伴う場合（広告塔、照明塔、回転機器等）

(イ) 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）

(ウ) 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）

- (エ) 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
 - (オ) 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
 - (カ) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
 - ウ 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
 - エ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物
- (3) 乙は、上記（1）及び（2）の点検の他、甲の日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、保安業務担当者等の観点から点検を行うものとする。
- 2 監視装置の警報発生時の処置と記録の保存
- 乙は、電気工作物に設置した監視装置から次の警報を直接又は甲を通じて受けた場合、警報の発生の原因を調査し、再発防止につきとるべき措置を行うとともに、甲は、乙の指導のもと是正を行うものとする。
- (1) 絶縁監視装置
- ア 警報動作電流 50mA 以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という）を連続して 5 分以上受信した場合
 - イ 5 分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合
- (2) 電流監視装置（スマート保安を適用の場合）
- ア 4 時間以上連続して定格負荷を超過した場合
- (3) 乙は、絶縁監視装置においては警報発生時の受信の記録を 3 年間、電流監視装置においては 30 分毎の電流値を計測し記録を 1 年間保存するものとする。
- 3 設備更新計画の運用における規律確保（スマート保安を適用の場合）
- 設備更新計画の対象機器は、主遮断装置並びに保安上の責任分界点から主遮断装置までの間に施設する開閉器、遮断器及びケーブル（配線）とし、甲は乙の監督の下で、保安規定に定める更新の計画に従って主遮断装置等を更新するものとし、年次点検時に設備の更新状況を確認する。なお、設備の更新が行われない場合は、スマート保安の適用を停止するものとする。

別表 第 1

点検、測定及び試験の基準

設備	点検項目	点検の種類		
		定期点検		工事期間中の点検 臨時点検
		月次点検	年次点検 停電 無停電	
受変電設備	区分開閉器	外観点検	○ ※10 ○	※10 ○
		絶縁抵抗測定	○	※1 ○
		継電器の動作試験	○	※2 ○
		継電器の動作特性試験	※3 ○	※3 ○
		開閉器と継電器の連動試験	※3 ○	※3 ○
	引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○ ※10 ○	※10 ○
		絶縁抵抗測定	○	※1 ○
	断路器	外観点検	○ ○	○
		絶縁抵抗測定	○	※1 ○
	電力用ヒューズ	外観点検	○ ○	○
		絶縁抵抗測定	○	※1 ○
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○ ※10 ○	※10 ○
		絶縁抵抗測定	○	※1 ○
		内部点検	1回/6年	
		絶縁油酸価測定	上記結果により 必要の都度	
		〃 耐圧試験		
		継電器の動作特性試験	※3 ○	※3 ○
	変圧器	遮断器、開閉器と 継電器 の連動試験	※3 ○	※3 ○
		外観点検	○ ○	○
		絶縁抵抗測定	○	※1 ○
		漏えい電流測定	○	
		内部点検	1回/6年	
		絶縁油酸価測定	上記結果により 必要の都度	
		〃 耐圧試験		
	コンデンサ、リアクトル	外観点検	○ ○	○
		絶縁抵抗測定	○	※1 ○
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○ ○	○
		絶縁抵抗測定	○	※1 ○
	避雷器	外観点検	○ ○	○
		絶縁抵抗測定	○	※1 ○
	母線等	外観点検	○ ○	○
		絶縁抵抗測定	○	※1 ○
	その他の高圧機器	外観点検	○ ○	○
		絶縁抵抗測定	○	※1 ○
受配電盤	配電盤、制御回路	外観点検	○ ○	○
		電圧、電流測定	○	
		絶縁抵抗測定	○	※1 ○
		計器校正試験	必要の都度	
	絶縁監視装置、電流監視装置	外観点検	○ ○	○
接地工事	接地線、保護管等	許容誤差試験(伝送試験を含む)	○	○
		外観点検	○ ○	○
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○ ○	○
		接地抵抗測定	※4 ○	※4 ○
構造物	受変電室建屋、キュービクル 式受変電設備の金属製外箱等 (発電設備含む)	外観点検	○ ○	○

必要の都度

設 備		点 検 項 目	点 検 の 種 別			工事期間中の点検 臨時点検
			定 期 点 検		年次点検	
			月次点検	停 電		
配電設備	電線路	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		※5 ○		
負 荷 設 備	低圧機器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5 ○		
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5 ○		
	開閉器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5 ○		
遮断器	外観点検	○	○	○		
	絶縁抵抗測定		※5 ○			
非常用予備発電装置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	
		始動・停止試験	○	○	○	
	発電機	外観点検	○	○	○	
		発電電圧、周波数（回転数）の測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5 ○		
	遮断器、開閉器、配電盤、 制御装置等	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5 ○		
		内部点検		1回／6年		
		絶縁油酸価測定		上記結果により 必要の都度		
		〃 耐圧試験				
		継電器の動作特性試験		※3.6 ○		
	蓄電池設備	蓄電池 （原動機始動用を含み、開放した 場所にあるものに限る。）	外観点検	○	○	
電圧測定				○	○	
比重測定				○	○	
液温測定				○	○	
充電装置及び付属装置		外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5 ○		
発電設備（無停電は太陽電池発電設備のみ該当する）	原動機、風車及び付属装置	外観点検	○	○		
		始動・停止試験		○		
	始動装置（蓄電池、充電装置等）	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
		電圧測定		○		
		比重測定		○		
		液温測定		○		
	太陽電池、発電機、燃料電池	外観点検	○	○	○	
		発電電圧、周波数（回転数）の測定	○			
		絶縁抵抗測定		※7.9 ○	※1.9 ○	
	遮断器、開閉器、変圧器等	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	※1 ○	
		漏えい電流測定	○			
		内部点検		1回／6年		
		絶縁油酸価測定		上記結果により 必要の都度		
		〃 耐圧試験				
	直交変換装置、配電盤、 制御装置等	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※7.9 ○	※1.9 ○	
		電圧、電流測定	○			
		継電器の動作特性試験		※3.6, 8 ○	※3 ○	
		計器校正試験		必要の都度		

注1. ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。

2. 月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとする。

外観点検とは、設備が運転中の状態において目視（必要に応じ携帯計器の使用を含む。）により次の点検項目を行う。

- a. 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
 - b. 電線と他物との隔離距離の適否
 - c. 機械器具、配線の取付け状態及び加熱の有無
 - d. 接地線等の保安装置の取付け状態
3. 年次点検は、主として停電により設備を停止状態にして年1回点検を行うものとする。ただし、信頼性が高く、かつ、各点検項目と同等と認められる点検が1年に1回以上行われる機器については、3年に2回以内の範囲において停電をしない状態で年次点検（無停電年次点検）を行う。なお、発電設備における無停電年次点検は太陽電池発電設備のみ該当する。
4. 工事期間中の点検は、外観点検を行う。臨時点検は、必要に応じ外観点検及び年次点検に準じて行う。
5. 絶縁油の酸価測定及び耐圧試験は、加熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合、全部又は一部を省略することがある。
6. 変圧器の二次側より配電盤の主開閉電源側の絶縁抵抗測定は、漏えい電流測定に替えることがある。
7. 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルにおいて「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当しているかの確認を年次点検時に行う。ただし、これまでに記録等で確認している機器については、その内容をもって確認したものとする。
8. ※を付した項目は、次のとおりとする。
- ※1 部分放電測定及び温度測定に替えることがある。
 - ※2 継電器の単体試験（押し釦テスト）及び制御回路試験とする。
 - ※3 3年に2回以内の範囲で、過去の試験・測定結果、経年的評価及び月次点検時の点検結果等により正常であることを確認し試験に替えることがある。
 - ※4 過去の実績により、その全部又は一部を省略することがある。
 - ※5 絶縁監視装置の動作状況、過去の測定実績等を検討し、絶縁状態が良好と判断される場合は、測定周期を延長することがある。
 - ※6 発電機筐体に組み込まれた継電器の動作特性試験は、その全部又は一部を省略することがある。
 - ※7 開閉器の施設状況又は製造者との協議により、その全部又は一部を省略することがある。
 - ※8 発電設備に設置する系統連系保護装置については、単独運転検出の動作確認に替えることがある。

※9 太陽電池発電設備直流側低圧回路は、絶縁診断等に替えることがある。

※10 スマート保安を適用している場合は、年次点検時に設備の更新状況を確認する。

13 大会議室・視聴覚室機器維持管理

対象機器

【大会議室】

設備・機器・備品名	規格・仕様	数量
[AV ラック]		1
[AV 操作台]		
[液晶プロジェクター]		
[ステージ周辺機器]		
170 インチ電動スクリーン	VPE-170	
メインスピーカー	WS-A200-W	2
サブスピーカー	WS-A80-W	2
天井埋め込みスピーカー	WS-A10-W	8
グランドピアノ	KAWAI RX-2	1
応接セット		1
ベンチ（天童木工）	TF-2700	5

【視聴覚室】

設備・機器・備品名	規格・仕様	数量
[AV 設備]		
AV 設備	—	1
S-VHS ビデオデッキ	NV-HV62	1
マルチディスクプレーヤー	BDP-3130	1
ミニディスクプレーヤー	MDS-JB920	1
[その他周辺機器]		
プロジェクター	PT-FX400	1
電動式スクリーン 100 インチ	VPE-100	1
フロントスピーカー	WS-A80-K	2
リアスピーカー	WS-A-70	2
アップライトピアノ	KAWAI KU-10	1

【調理実習室】

設備・機器・備品名	規格・仕様	数量
冷蔵庫	NR-E40S2	1

業務内容

上記機器の維持管理を行うもので、常に良好かつ安全な状態で使用できるよう維持に努めること。また、故障した際には甲乙協議のうえ新規購入すること。そのほか、上記以外の消耗品についても適切な維持に努めること。

1 4 情報システム保守管理

対象範囲

本情報システムの機器構成は次のとおりとする。

(1) サーバ

ア 公開サーバ (2015年導入・1set)

- (ア) 機種 : 日本HP ML310e Gen8 v2
- (イ) CPU : Xeon E3-1220 v3 3.10GHz 1P/4C
- (ウ) メモリ : 4GB
- (エ) OS : Red Hat Enterprise Linux
- (オ) ハードディスク容量 : SATA 500GB×3 (RAID5構成、実容量1TB)

イ 施設管理サーバ (2015年導入・1set)

- (ア) 機種 : 日本HP ML310e Gen8 v2
- (イ) CPU : Xeon E3-1220 v3 3.10GHz 1P/4C
- (ウ) メモリ : 4GB
- (エ) OS : Windows Server Standard 2012 R2
- (オ) ハードディスク容量 : SATA 500GB×3 (RAID5構成、実容量1TB)

ウ 共有ファイルサーバ

- (ア) 機種 : Buffalo TeraStation TS-XE2.0TL/R5
- (イ) OS : TeraStation専用OS
- (ウ) ハードディスク容量 : 500GB×4 (Raid5構成、使用可1TB)

(2) クライアント

ア 加工用 (デスクトップ型2020年導入)

- (ア) 機種 : HP ProDesk 600 G5 SFF
- (イ) CPU : Core i5/ 3.0GHz
- (ウ) メモリ : 8GB
- (エ) OS : Windows10 Professional 64bit
- (オ) ハードディスク容量 : 500GB

イ 図書用 (デスクトップ型 2021年導入・1set)

- (ア) 機種 : HP ProDesk 400 G7 9DF60AV-AKZW
- (イ) CPU : Core i5-10500 3.10GHz
- (ウ) メモリ : 8GB
- (エ) OS : Windows10 Professional 64bit
- (オ) ハードディスク容量 : 512GB

ウ 図書検索用 (デスクトップ型 2021年導入・1set)

- (ア) 機種 : HP ProDesk 400 G7 9DF60AV-AKZW
- (イ) C P U : Core i5-10500 3.10GHz
- (ウ) メモリ : 8GB
- (エ) O S : Windows10 Professional 64bit
- (オ) ハードディスク容量 : 512GB
- エ 財務および受付用 (デスクトップ型 2025年6月から5年リース・2set)
 - (ア) 機種 : HP Pro SFF 400 G9
 - (イ) C P U : Core i5-12500
 - (ウ) メモリ : 16GB
 - (エ) O S : Windows11 Professional 64bit
 - (オ) ハードディスク容量 : SSD 256GB
- オ 職員および講師用 (ノート型 2023年6月から5年リース・12set)
 - (ア) 機種 : HP ProBook 450 G9 (ノートPC)
 - (イ) C P U : Core i5-1235U
 - (ウ) メモリ : 16GB
 - (エ) O S : Windows11 Professional 64bit
 - (オ) ハードディスク容量 : 256GB
- カ 相談室用 (ノート型 2020年7月導入・1set)
 - (ア) 機種 : NEC VersaPro タイプVF
 - (イ) C P U : Core i3-8145U
 - (ウ) メモリ : 8GB
 - (エ) O S : Windows10 Professional 64bit
 - (オ) ハードディスク容量 : 500GB
- キ オンライン講座用 (ノート型 2024年11月から5年リース・1set)
 - (ア) 機種 : HP ProBook 450 G10 (ノートPC)
 - (イ) C P U : Core i5-1334U
 - (ウ) メモリ : 8GB
 - (エ) O S : Windows11 Professional 64bit
 - (オ) ハードディスク容量 : SSD・256GB

(3) 通信機器

- ア ファイアウォール (2017年9月導入)
 - (ア) 機種 : FortiGate-60E
- イ ファイアウォール (2019年12月導入)
 - (ア) 機種 : FortiGate-50E

業務内容

【ネットワーク保守サービス】

機器運用 /保守	ハード ウェア	障害対応	サーバー機器に対する障害対応
			ネットワーク機器に対する障害対応
		障害修理（メーカー保守）	ファイアーウォール
	ソフト ウェア	ライセンス使用料	ライセンススキャン＋ネットシード更 新ライセンス（１年）
		仕様変更、機能追加	業務システムの仕様変更及び機能拡充
	ネット ワーク	業務運用サービス	Web サーバ
			データベースサーバ
			ファイアウォールサーバ
運用 サポート	技術 サポート	ドメイン管理料	ドメイン管理
		業務システム運用保守	施設管理システム運用 情報公開システム運用

【図書システム】

図書管理 システム /保守	ハード ウェア	メーカー保守	図書端末メーカー保守更新
		障害対応	端末に対する障害対応 （端末本体、ディスプレイ）
	ソフト ウェア	メーカー保守	図書管理システム LibMax
		ASP サービス	LibEYE
		ドメイン管理料	ドメイン管理
運用 サポート	技術 サポート	蔵書点検作業	蔵書点検作業
		ウィルス対策ソフト更新	ウィルス対策ソフト アンインストール・インストール作業 （窓口端末、利用者端末）

15 ホームページ運用保守管理

対象範囲

ソーレホームページ（さくらインターネットVPSサーバ使用）について、適正な運用を確保するための支援を提供する。また、障害及び維持管理に対して、必要な作業を実施するものとする。

業務内容

（１） 機器の使用及び保守

さくらインターネットVPSサーバの機器を使用する。

- ア メモリ：4GB（リソース保証）
- イ デスク容量：200GB
- ウ CPU：仮想4コア
- エ OS：AlmaLinux8
- (2) システムの使用及び運用支援
 - ア SSL証明書使用料
 - イ アクティブサイトCMS運用保守
 - ウ ウイルス対策ソフト更新
- (3) システムメンテナンスサービス
 - ア セキュリティパッチ対応
 - イ システムパッチ導入
 - ウ データバックアップ保守
- (4) 管理サーバに必要な環境整備
 - ア サーバについては、さくらインターネットVPSサーバを利用し、受託者において管理・運用・保守を行いセキュリティ対策には万全を期すこと。また、障害管理の運用時間内に発生した障害は2時間以内に対応可能であること。
 - イ 不正アクセス防止及び改ざん防止策についての対応をすること。
- (5) ホームページの改修
 - ア ホームページの充実及び利用者の利便性の向上を図ることを目的に令和9年度にホームページの改修を実施すること。なお、改修内容等については事前に県と協議を行うこと。
 - イ ホームページデザイン（トップページデザイン及び総合デザイン、CMSで生成されるページデザイン等）の構築を行うこと。
 - ウ コンテンツマネジメントシステム及びオプション機能（メールマガジン管理機能、バナー管理機能、講座Web申し込み機能、講座申し込み日設定機能追加、CMSカスタマイズ等）の構築を行うこと。
 - エ 現行ホームページの各ページデータを移行すること。
 - オ その他、改修に必要な作業（操作研修、マニュアル作成、動作検証等）を実施すること。

業務体制

受託者は、ソーレホームページに関する保守業務責任者を配置するとともに、ソフトウェア改修及び障害発生時等必要に応じて作業を実施すること。障害管理の運用時間は、祝日・年末年始休暇を除く平日の執務時間（午前8時30分～午後5時15分）とする。

委託業務に従事するスタッフは、ソーレホームページの運用保守及び障害復旧に関する十分なスキルを有すること。